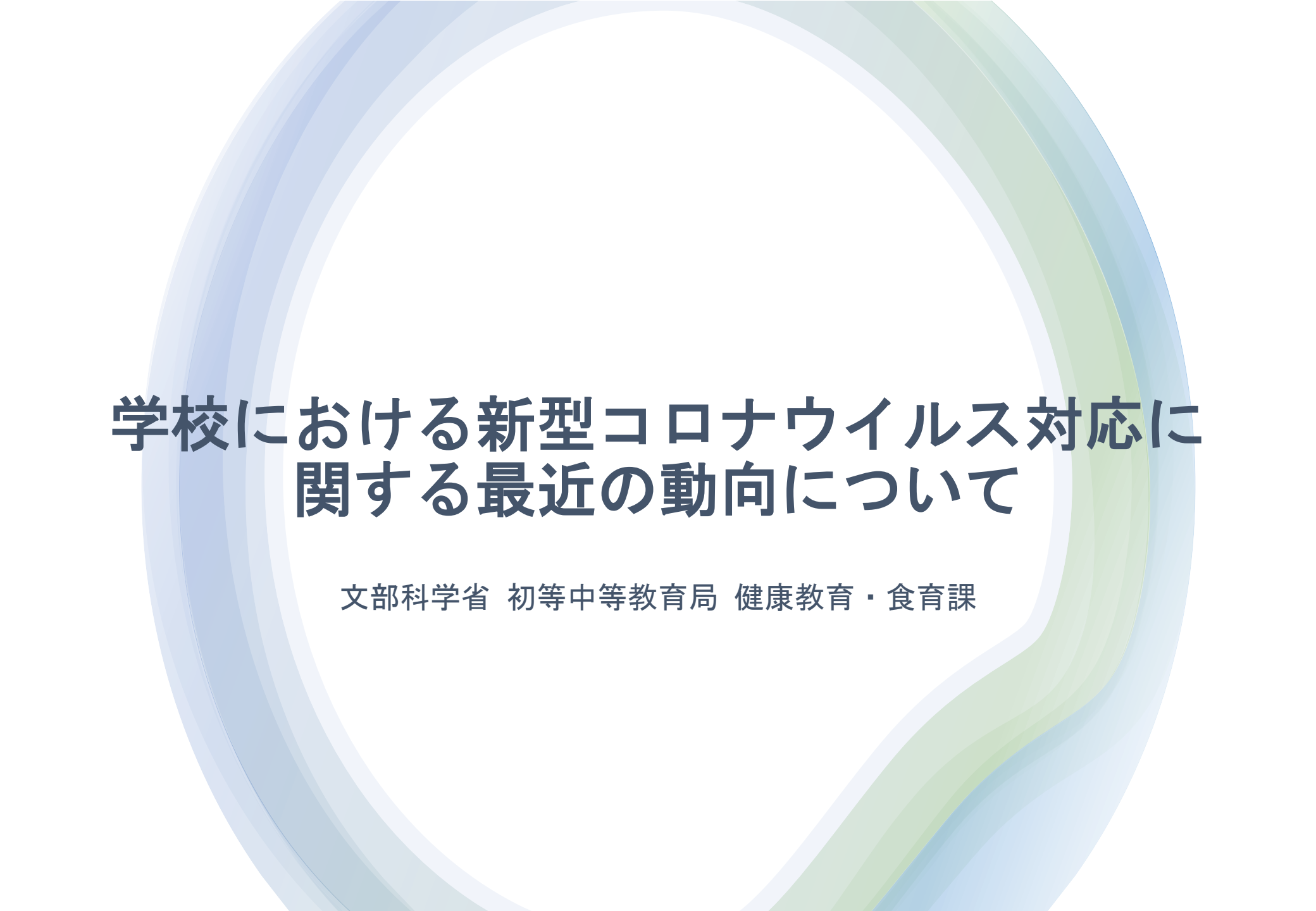




学校における新型コロナウイルス対応に 関する最近の動向について

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課

年代別新規陽性者数の推移

※厚生労働省のオープンデータ（性別・年代別新規陽性者数（週別）より作成

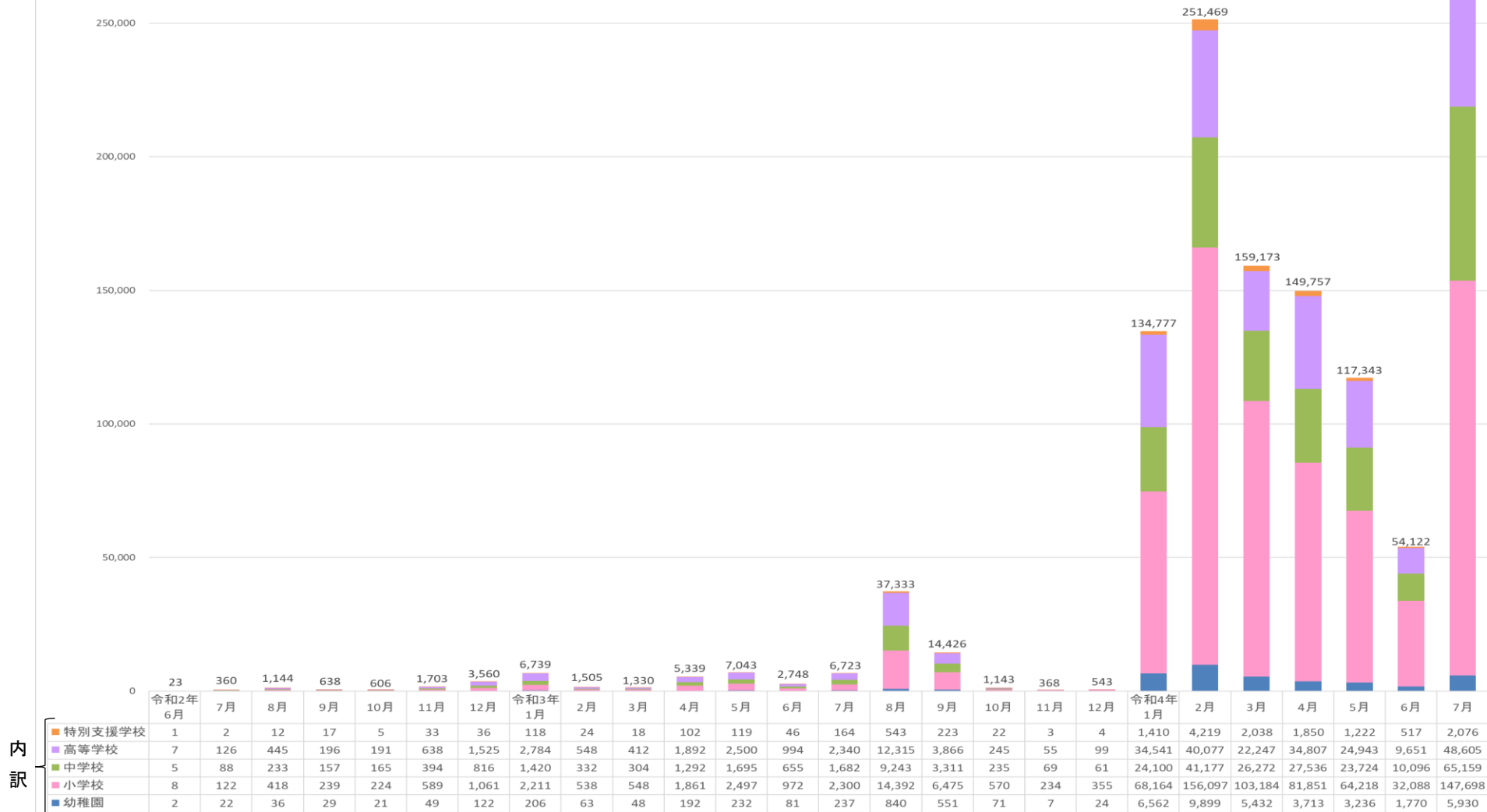


児童生徒等の新型コロナウイルス感染症の感染状況（感染者数の推移）

感染力の強いオミクロン株のBA.5系統への置き換わりが進んできていることなどにより、**令和4年7月には児童生徒等の感染者が急増した**。オミクロン株の感染の特徴として、従来株の場合と比べて、**幼稚園児や小学生が占める割合が高くなっている**。

令和2年6月1日から令和4年8月7日までに文部科学省に報告があった情報のうち陽性診断日が令和4年7月31日までのもの

※陽性診断日で月ごとに集計。陽性診断日、学校種について報告のないものは含めていない

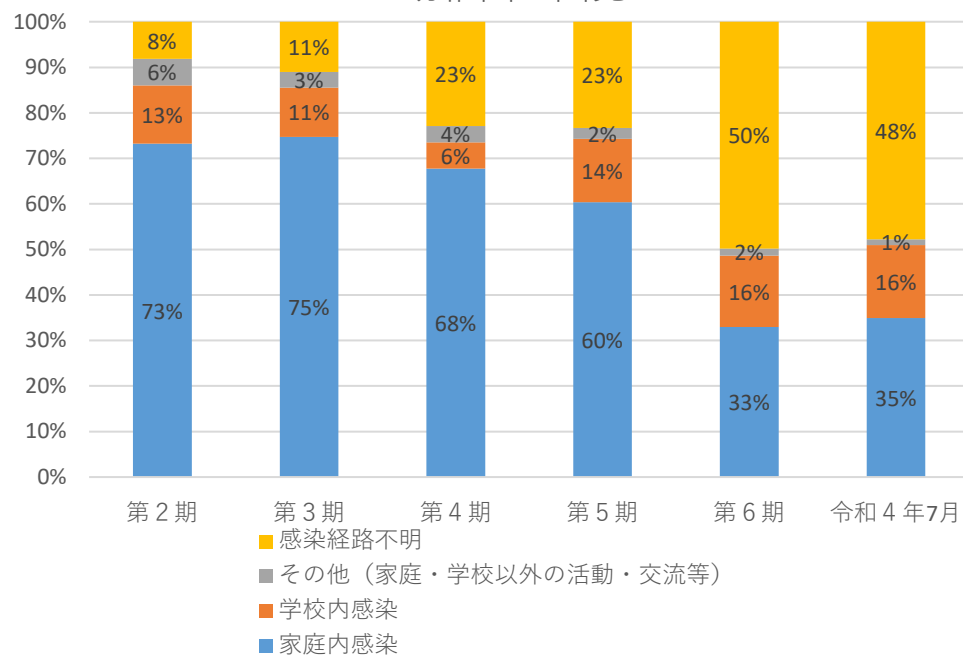


学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について

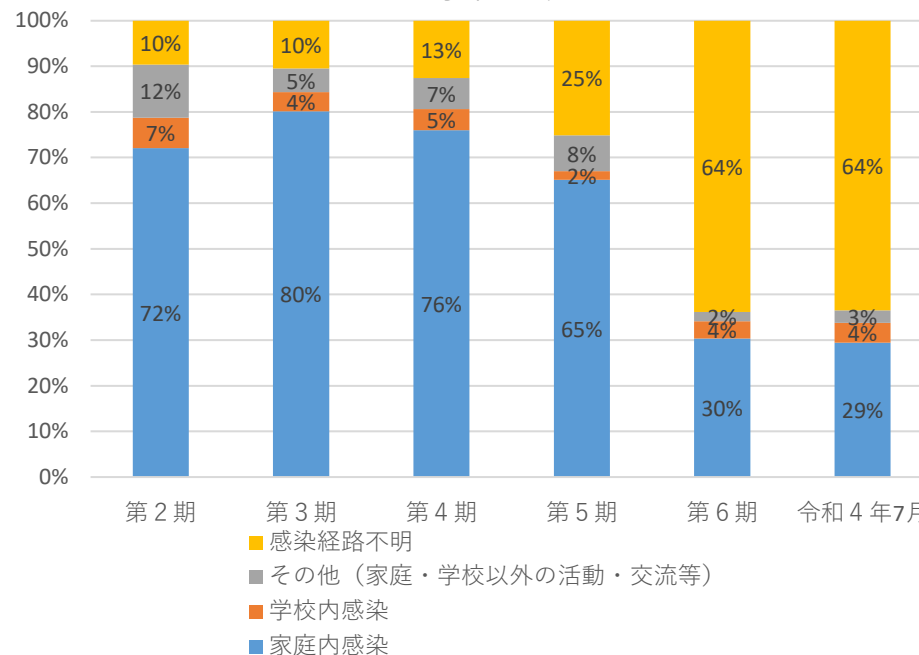
学校種別感染経路の推移

(※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない)

幼稚園の園児



小学校の児童



第2期 2020/6/1~2020/9/27 第3期 2020/9/28~2021/3/7 第4期 2021/3/8~2021/7/4 第5期 2021/7/5~2021/12/31 第6期 2022/1/1~2022/6/30

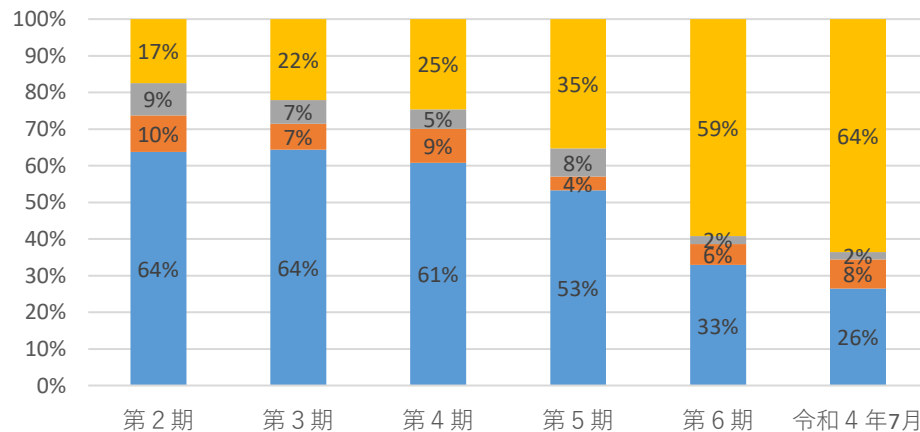
※期間は、減少傾向から増加傾向に転じる最低値を記録した週を基準として文部科学省において任意に設定

学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について

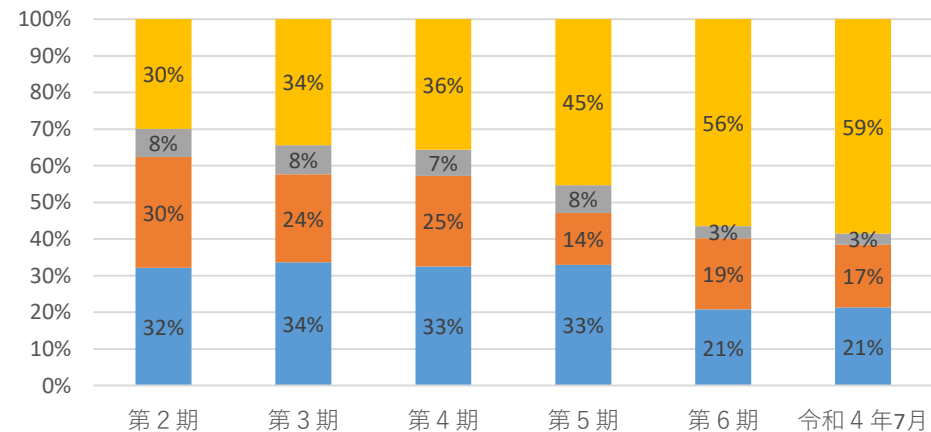
学校種別感染経路の推移

(※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない)

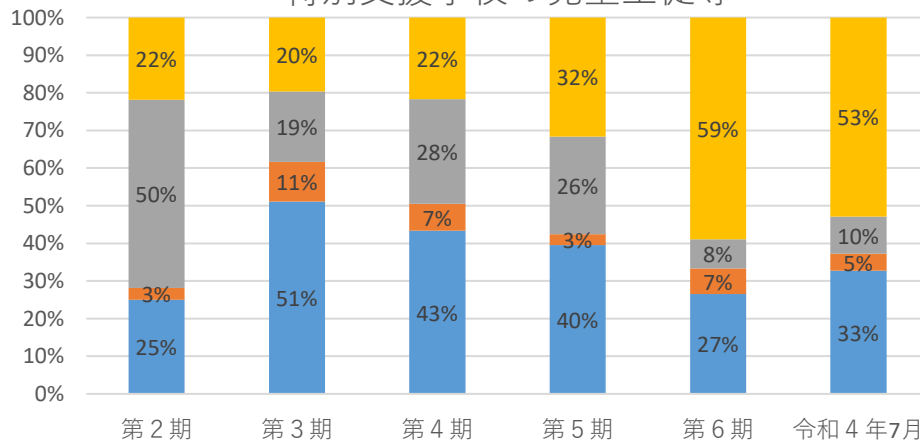
中学校の生徒



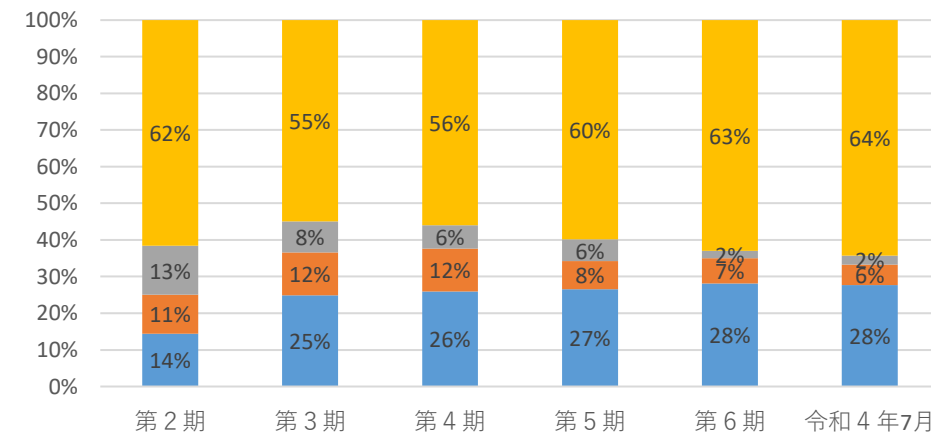
高等学校の生徒



特別支援学校の児童生徒等



教職員



■ 感染経路不明 ■ その他（家庭・学校以外の活動・交流等） ■ 学校内感染 ■ 家庭内感染

第2期 2020/6/1～2020/9/27 第3期 2020/9/28～2021/3/7 第4期 2021/3/8～2021/7/4 第5期 2021/7/5～2021/12/31 第6期 2022/1/1～2022/6/30

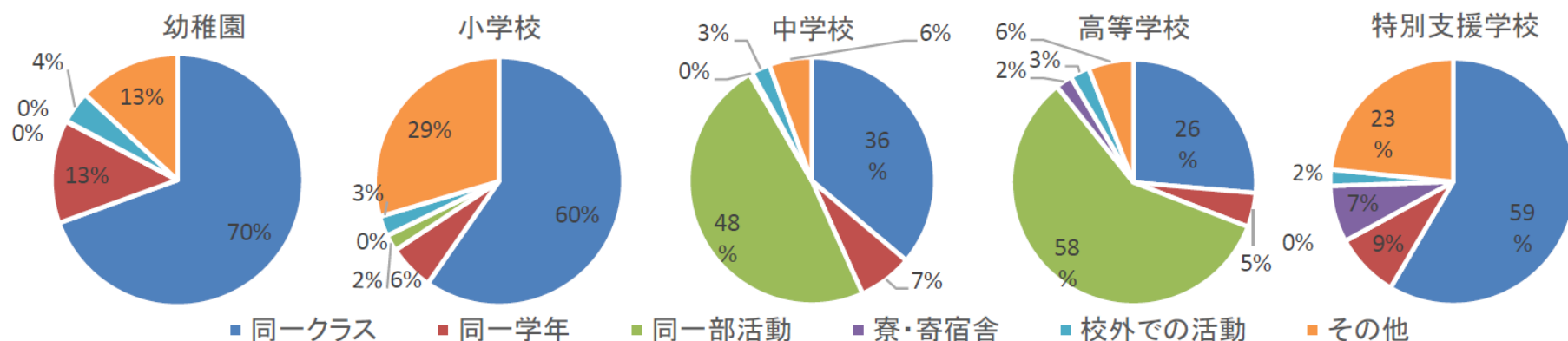
※期間は、減少傾向から増加傾向に転じる最低値を記録した週を基準として文部科学省において任意に設定

学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について

学校内感染及びその他の感染経路の詳細（令和4年7月1日～7月31日）

（※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない）

○児童生徒等の学校内感染の経路の詳細



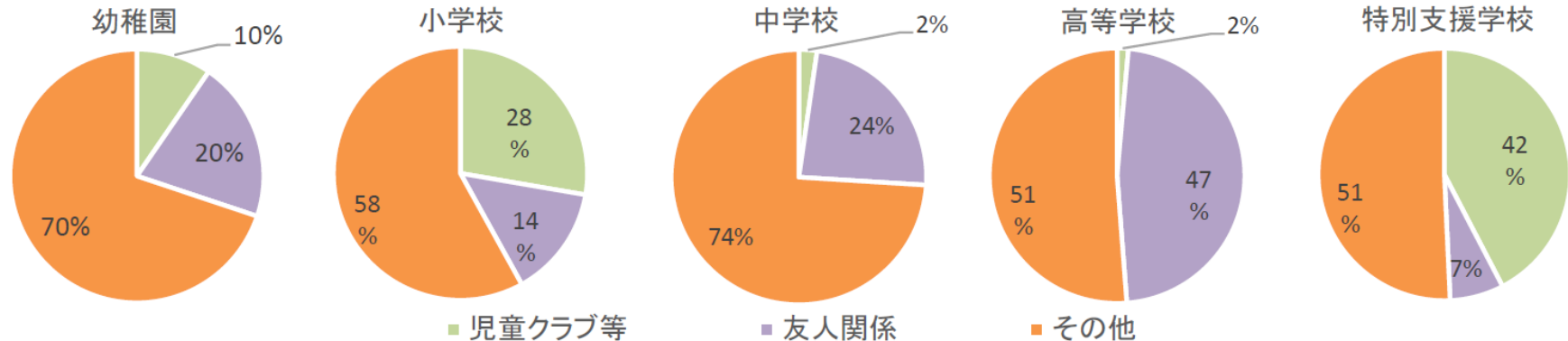
	同クラス	同一学年	同一部活動	寮・寄宿舎	校外での活動	その他	小計	全体に占める割合
幼稚園	662	126	1	0	39	125	953	16%
小学校	3,861	385	139	0	169	1,912	6,466	4%
中学校	1,863	367	2,490	19	126	289	5,154	8%
高等学校	2,183	373	4,833	182	213	495	8,279	17%
特別支援学校	55	8	0	7	2	22	94	5%

学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について

学校内感染及びその他の感染経路の詳細（令和4年7月1日～7月31日）

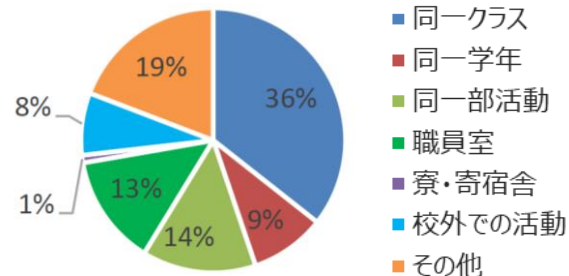
（※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない）

○児童生徒等のその他の感染経路の詳細



	児童クラブ等	友人関係	その他	小計	全体に占める割合
幼稚園	7	15	51	73	1%
小学校	1,090	561	2,283	3,934	3%
中学校	30	310	968	1,308	2%
高等学校	21	697	754	1,472	3%
特別支援学校	86	14	103	203	10%

○教職員の学校内感染の経路の詳細

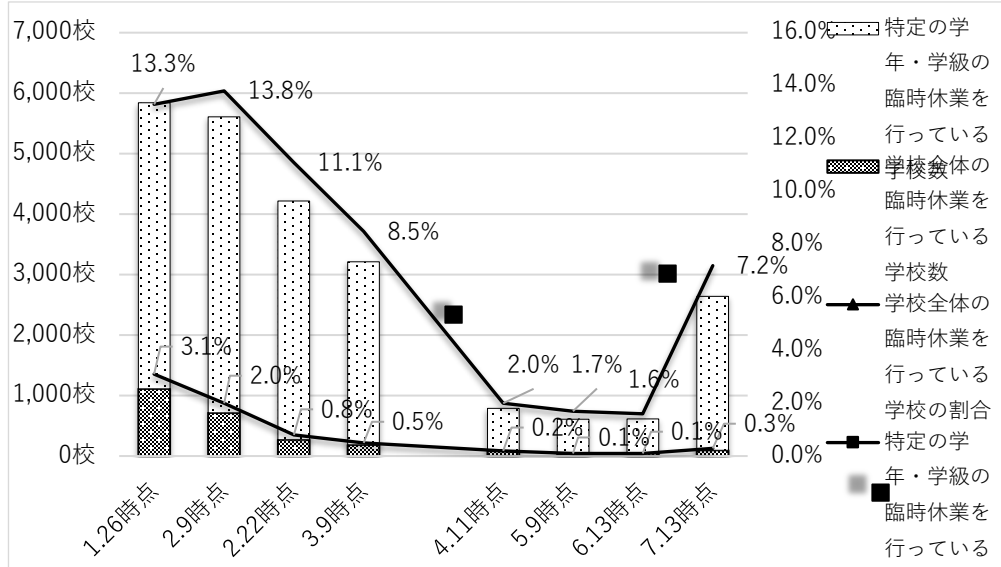


	同一クラス	同一学年	同一部活動	職員室	寮・寄宿舍	校外での活動	その他	小計	全体に占める割合
教職員	271	70	106	103	7	58	146	761	6%

臨時休業状況調査 都道府県別の状況 (令和4年7月13日時点・公立学校)

「特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校」及び「学校全体の臨時休業を行っている学校」ともに、**前回調査（6/13）**時点と比較して増加傾向。

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	50校 1.8% (+1.2pt)	1,717校 9.0% (+6.8pt)	564校 6.2% (+5.1pt)	167校 4.7% (+3.8pt)	47校 4.2% (+2.2pt)	2,545校 7.2% (+5.6pt)
学校全体の臨時休業を行っている学校	19校 0.7% (+0.5pt)	49校 0.3% (+0.2pt)	24校 0.3% (+0.2pt)	5校 0.1% (+0.1pt)	2校 0.2% (+0.1pt)	99校 0.3% (+0.2pt)



	特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	学校全体の臨時休業を行っている学校		特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	学校全体の臨時休業を行っている学校
北海道	↑ 44校 2.4%	5校 0.3%	滋賀県	↑ 28校 5.8%	0校 0.0%
青森県	↑ 32校 6.3%	0校 0.0%	京都府	↑ 71校 11.1%	↑ 6校 0.9%
岩手県	↑ 20校 3.7%	↑ 2校 0.4%	大阪府	↑ 194校 10.6%	↑ 7校 0.4%
宮城県	↑ 16校 2.3%	2校 0.3%	兵庫県	↑ 152校 10.1%	↑ 2校 0.1%
秋田県	↑ 13校 3.7%	0校 0.0%	奈良県	↑ 35校 8.2%	↑ 2校 0.5%
山形県	6校 1.5%	2校 0.5%	和歌山県	↑ 33校 7.6%	↑ 3校 0.7%
福島県	↑ 10校 1.2%	1校 0.1%	鳥取県	↑ 15校 7.4%	↑ 4校 2.0%
茨城県	↑ 38校 4.5%	↑ 2校 0.2%	島根県	↑ 46校 11.5%	↑ 10校 2.5%
栃木県	↑ 22校 3.8%	↑ 1校 0.2%	岡山県	↑ 19校 2.6%	1校 0.1%
群馬県	↑ 33校 5.3%	0校 0.0%	広島県	↑ 54校 6.6%	↑ 2校 0.2%
埼玉県	↑ 165校 11.3%	↑ 6校 0.4%	山口県	↑ 15校 3.0%	1校 0.2%
千葉県	↑ 92校 6.8%	↑ 4校 0.3%	徳島県	↑ 19校 5.3%	2校 0.6%
東京都	↑ 235校 10.3%	↑ 2校 0.1%	香川県	↑ 23校 7.1%	↑ 2校 0.6%
神奈川県	↑ 143校 9.6%	0校 0.0%	愛媛県	↑ 26校 5.2%	0校 0.0%
新潟県	↑ 29校 3.6%	↑ 2校 0.2%	高知県	↑ 6校 1.8%	0校 0.0%
富山県	↑ 17校 5.4%	0校 0.0%	福岡県	↑ 185校 14.9%	↑ 4校 0.3%
石川県	↑ 17校 5.0%	0校 0.0%	佐賀県	↑ 35校 12.0%	1校 0.3%
福井県	↑ 13校 4.2%	↑ 1校 0.3%	長崎県	↑ 22校 2.3%	↑ 2校 0.2%
山梨県	↑ 13校 4.4%	↑ 1校 0.3%	熊本県	↑ 83校 13.7%	1校 0.2%
長野県	↑ 40校 6.2%	↑ 2校 0.3%	大分県	↑ 21校 4.2%	↑ 1校 0.2%
岐阜県	↑ 39校 5.8%	0校 0.0%	宮崎県	↑ 26校 6.4%	1校 0.2%
静岡県	↑ 77校 7.3%	↑ 3校 0.3%	鹿児島県	↑ 46校 5.6%	1校 0.1%
愛知県	↑ 170校 10.4%	1校 0.1%	沖縄県	↑ 73校 12.1%	↑ 8校 1.3%
三重県	↑ 34校 5.1%	↑ 1校 0.2%	計	2,545校 7.2%	99校 0.3%

- ※1 「特定の学年・学級の臨時休業」と「学校全体の臨時休業」は重複しない。
 ※2 学校数について、分校は1校とし、休校している学校は調査対象外。
 ※3 域内教育委員会が把握している学校数を都道府県教育委員会が集計。
 ※4 %は域内の全学校数に占める「特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校」または「学校全体の臨時休業を行っている学校」の割合。
 ※5 ↑は6月13日時点の数値より増加した場合に付している。

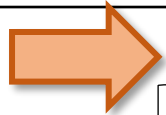
学校における新型コロナウイルス対応に関する最近の動向①

＜「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について＞（令和4年7月15日）

◇ 検査の活用について

（新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言）

- 学校についても、**感染リスクが一定程度高まる場合に検査を行うことが重要**
- 外部から感染が持ち込まれるリスクのある場合や普段会わない人との交わりなど、感染リスクが高まる場面
 - 場所に的を絞って検査を行うこと
- **小児への検査について、有症状者には当然優先して実施**。地域の感染状況に応じて、小児の負担、地域における検査能力等を考慮して実施可能である場合には、無症状の小児に対する検査もあり得る



基本的対処方針に掲げられている学校での取組（例）

- 地域の実情に応じ、校内で感染者が複数確認された場合の関係する教職員や児童生徒等に対する検査
- 地域の感染状況に応じて、自治体や大会主催者、学校等の判断で、部活動の大会前や修学旅行前等において、日々の健康状態を把握し、何らかの症状がある場合等は検査を行い、陰性を確認した上で参加
- 感染が拡大又は高止まりしている地域において、校内でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、自治体や学校等の判断で、教職員等に対する頻回検査や長期休業後等における教職員に対する検査 等

◇ 換気について

- **換気は、基本的な感染対策の一つとして引き続き重要**
- 効果的な換気のため、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言も参考にしながら、実情に応じた取組を
- 二酸化炭素濃度測定器については、「学校等における感染症対策等支援事業」等による補助対象

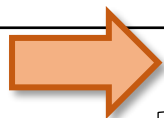
学校における新型コロナウイルス対応に関する最近の動向②

＜濃厚接触者の待機期間の見直しについて＞（令和4年7月25日）

＜新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について＞（令和4年8月1日）

◇ 保健所等による積極的疫学調査の実施対象について

保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限をハイリスク施設（高齢者・障害児施設、医療機関）に重点化が可能



学校で感染者が発生した場合であっても、保健所等による濃厚接触者の特定は必ずしも行われない

基本ルール

- ・幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校

各自治体の関係部局が連携して、濃厚接触者の特定・行動制限に係る方針を決定
（濃厚接触者の特定・行動制限を行わないとする自治体も）

- ・中学校、高等学校、中等教育学校

一般の事業所等と同様、濃厚接触者の特定・行動制限は行う必要がない

※ 地域の感染状況等を勘案して、クラスターが確認された場合など、各自治体が必要と判断する場合には実施することも可能

◇ 濃厚接触者の待機期間の見直しについて

- ・濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日から「7日間（8日目解除）」⇒「5日間（6日目解除）」
- ・2日目及び3日目に、抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除可能
- ・いずれも、一定の発症リスクが残存することから、7日間が経過するまでは、感染対策の徹底等が必要

◇ 医療機関・保健所からの陰性証明等の取得に対する配慮について

感染により療養を開始する際や、療養又は待機の期間経過後、医療機関や保健所が発行する証明書は不要

＜新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）に関する情報提供について＞（令和4年7月26日）

◇ 教職員のワクチン接種について

- ・教職員は、学校の業務を継続し、学びの保障や地域における社会機能を維持するために不可欠な存在
- ・教育活動を継続していく観点から、夏季休業期間を活用して、希望する教職員がワクチン接種を受けることができるよう、学校等への働きかけを

◇ 児童生徒へのワクチン接種について

- ・児童生徒へのワクチン接種は強制ではなく、生徒や保護者の判断が尊重されるべきもの
- ・生徒や保護者が自ら接種の判断ができるよう、ワクチンの効果や副反応、接種に関する相談先の情報等について十分に周知されることが重要
- ・希望する保護者等が必要な情報を取得できるよう、地域の衛生主管部（局）の求めに応じて広報への協力を（保護者が訪れやすい場所に据え置く、教委・学校等のHPや校内ネットワークに掲載する 等）

※ そのほか、新型コロナワクチンの接種に係る考え方及び留意点等については、以下も参照のこと
＜新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について＞（令和4年2月21日）

＜夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について＞（令和4年8月19日）

◇ 夏季休業明けに向けた準備について

以下をはじめ、地域の感染状況に応じて、必要な感染症対策を

- ・ 学校の施設・設備や教職員・児童生徒等が使用する器具・用具等の点検
- ・ 家庭との連携も含めて、日常的な健康観察や感染が確認された場合の対応等に関するマニュアル等の確認
- ・ 授業や学校行事等、活動場面ごとの状況に応じた感染対策上の工夫の検討

◇ 児童生徒等へのケアについて

- ・ 夏季休業明けには、新型コロナに関する様々な不安や悩みを抱える児童生徒等が増えることも考えられる
- ・ 管理職のリーダーシップのもと、学級担任や養護教諭等のほか、学校医やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を含めて、関係教職員が連携し、組織的な対応を

『学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン』 【改定のポイント】

学校で感染者が発生した場合の対応

- 保健所等による濃厚接触者の特定及び行動制限をハイリスク施設（高齢者・障害児者施設、医療機関）に重点化することが可能とされたことに伴い、全体像が把握できるまでの間の初期対応としての臨時休業については原則実施する必要はないなど、学校で感染者が発生した場合の対応を改めて整理

臨時休業の考え方

- 学校の臨時休業の実施やその期間の考え方を具体化

改定内容

- ◇ 同一の学級内で、複数の感染が確認された場合等であっても、感染者間で感染経路に関連がない場合や他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合には、学級閉鎖を実施する必要はない
- ◇ 学年閉鎖について、同一の学年の複数の学級が閉鎖された場合であっても、学年内の他の学級に感染が広がっているおそれがない場合には、実施する必要はない
- ◇ 学校全体の臨時休業について、複数の学年が閉鎖された場合であっても、学校内の他の学年に感染が広がっているおそれがない場合には、実施する必要はない

【参考】学級閉鎖の基準の考え方（改定前）

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
 - ④その他、設置者で必要と判断した場合

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン【概要】

～ 出席停止の措置及び臨時休業の判断について ～

- ◇ 新型コロナの感染が確認された場合の初動体制について予め整理しておくことが重要であることから、各学校や設置者の参考とするため、主に感染拡大地域における学校の臨時休業の判断等に当たっての考え方を整理
 - ※ 本ガイドラインは、各地域において同様の基準がない場合等に活用することを想定して作成しており、既に同様の基準を策定している地域においては従前の基準に依ることとして差し支えない
- ◇ 今般、保健所等による濃厚接触者の特定及び行動制限をハイリスク施設（高齢者・障害児者施設、医療機関）に重点化することが可能とされたこと等に伴い、学校で感染者が発生した場合の対応を改めて整理 ※下線部は今回の主な改定ポイント

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③その他、設置者で必要と判断した場合
 - ※感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く
- ただし、例えば、同一の学級において、複数人の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合や学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合には、学級閉鎖を行う必要はない
- 学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）
 - ※未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者の検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮するなど、柔軟な対応を行うことが可能

【学年閉鎖及び学校全体の臨時休業】

- 複数の学級を閉鎖し、かつ、感染が広がっている可能性が高い場合には学年閉鎖を実施
- 複数の学年を閉鎖し、かつ、感染が広がっている可能性が高い場合には学校全体の臨時休業を実施

なお、これ以外に、初期対応としての臨時休業等については基本的に行う必要はないが、保健所等による濃厚接触者の特定が行われる学校については、全体像が把握できるまでの間、臨時休業を行うことも考えられる。また、保健所の業務の状況等により、実施が遅延するような場合には、学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度（土日祝日を含む。）を目安として再開することが考えられる。

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン【概要】

～ 濃厚接触者等の特定について ～

- 各自治体が感染拡大の防止のために必要と判断する場合（クラスターの発生等）や、小学校等について濃厚接触者の特定・行動制限に係る方針を定めている場合など、学校において濃厚接触者の特定が行われることもある
- その際、保健所等が行う濃厚接触者等の特定のために、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合には、以下の考え方を参考に作成

【① 濃厚接触者の候補】

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば）に直接触れた可能性の高い者（1 m以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1 m）で、必要な感染予防策なしで、感染児童生徒等と15分以上の接触があった者

【② 感染者周辺の検査対象者の候補】

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同じ部活に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同じ寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

なお、これらの①②に該当することのみを以て、一律に出席停止の措置をとることを求めるものではない。特に②については、地域の感染状況や学校における活動の実態等を踏まえた上で適切に判断することが必要。

文部科学省が実施する調査への協力をお願い

◇ 公立学校臨時休業状況調査 <「公立学校臨時休業状況調査」への御協力をお願い>（令和4年6月7日）参照

調査対象 公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校

調査内容 新型コロナウイルス感染症の影響により、
・特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校数
・学校全体の臨時休業を行っている学校数

調査時期 毎月1回程度（次回は9月1日）

回答方法 文部科学省WEB調査システム

※リンクが無効になる・回答フォームがエラー表示になる場合は、お手数ですが、メール・事務連絡本文に記載のURLをコピー＆ペーストでアクセスする等により御対応ください。

◇ 新型コロナウイルス感染状況調査 <「新型コロナウイルス感染状況把握調査」の変更について>（令和4年8月1日）参照

調査対象 国公立の幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む）、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）及び特別支援学校

調査内容 幼児児童生徒、教職員の感染者数・感染経路 等

調査時期 毎月1回（前月分を当月10日までに回答）※8月分は9月12日までに回答をお願いします。

回答方法 Microsoft Forms

※従来、学校関係者の感染が確認された都度、個人ごとの報告を求めていたものを、令和4年8月分から1か月分の感染者についてまとめて報告を求める形に簡素化・効率化しました。